

# 奨励措置指定申請書の添付書類についてのご案内

## 奨励措置指定申請書の添付書類について

奨励措置指定申請の際には、以下の添付書類が必要です。奨励金の種類（新設、拡張、設備投資）により、添付書類が異なりますのでご注意ください。

**奨励措置指定申請は、操業開始日又は設備設置日から60日以内となっていますので、手続きに間に合うようにご用意ください。**

### ☆新設の場合

- ①法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、個人の場合は住民票の写し
- ②土地の登記事項証明書（土地を自ら所有する場合のみ）
- ③建物の登記事項証明書（建物を自ら所有する場合のみ）
- ④不動産売買契約書の写し（賃借している場合は賃貸借契約書の写し）
- ⑤建物工事請負契約書の写し（建物を自ら建築している場合のみ）
- ⑥償却資産明細書（様式第2号）及び各償却資産の額が分かる契約書等の写し
- ⑦建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に規定する検査済証の写し（建物を自ら所有する場合のみ）
- ⑧土地利用図面（配置図）、建物の平面図及び立面図
- ⑨直近の納税証明書（国、埼玉県及び東松山市へ納付すべき税に未納がないことを証するもの）

### ☆拡張の場合

- ①法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、個人の場合は住民票の写し
- ②土地の登記事項証明書（新たに土地を取得した場合のみ当該土地に係る登記事項証明書）
- ③建物の登記事項証明書
- ④土地売買契約書の写し（新たに土地を取得した場合は当該土地に係る売買契約書の写し。土地を賃借している場合は賃貸借契約書の写し）
- ⑤建物工事請負契約書の写し
- ⑥償却資産明細書（様式第2号）及び各償却資産の額が分かる契約書等の写し
- ⑦建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し
- ⑧土地利用図面（配置図）、建物の平面図及び立面図
- ⑨直近の納税証明書（国、埼玉県及び東松山市へ納付すべき税に未納がないことを証するもの）

### ☆設備投資の場合

- ①法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、個人の場合は住民票の写し
- ②償却資産明細書（様式第2号）及び各償却資産の額が分かる契約書等の写し
- ③直近の納税証明書（国、埼玉県及び東松山市へ納付すべき税に未納がないことを証するもの）

### その他

- ・ 償却資産明細書は、償却資産の申告の際に提出する「種類別明細書」と記載内容を一致させてください。
- ・ 納税証明書は、国税はその3の3、県税は県税の滞納額がないことの証明、市税は固定資産税・都市計画税及び法人市民税の証明書を添付してください。